

代国家建設の過程において、國家存亡にかかるわが国の枢要な軍事の任におけるその柱石としての役割を果たしてきました。

## 偕行社と陸修会の 合同について

### 運営企画会議 (令和4年11月24日)

偕行社と陸修会との合同に至った経緯及び合同協議の概況について紹介します。

#### 1 経緯

まず、合同の検討にいたる経緯について述べます。  
(1) 偕行社の歴史の概要とその地位・役割

最初に、偕行社の来歴とその地位・役割について説明します。

#### (2) 偕行社の課題

ここでは、偕行社の解決すべき課題について述べます。

近年の偕行社は、陸軍の元将校が高齢化により退会するなか偕行社を継承すべき元幹部自衛官の会勢の漸減と会費収入の継続的な減少、更には資産運用益の大幅な減少により、

数年前から増加傾向にあつた毎年の赤字額が3千万円を超える事態となり、このまま推移すれば、概ね20数年で資産が枯渇し消滅せざるを得ないという状況に立ち至りました。

ウクライナ紛争は、国際社会も核保有国による非核保有国への侵略を防止することが出来ないことを明らかにしました。一方、わが国はロシア、中国、北朝鮮といった政治体制の異なる核保有国に囲まれており、これまでにない厳しい安全保障環境のもとで国家の防衛という役割を果たすことが求められています。

そのようななか、自衛隊は、防衛費などによる人的・物的制約に加え、憲法上の制約により、軍隊としての地位を与えられておらず、そこから派生する多くの重要な課題を抱えています。それらの諸課題の克服を共有する陸上自衛隊退職幹部自衛官による陸修会が発足しております。

#### イ 陸修会の発足

令和4年4月、偕行社とその目的を共有する陸上自衛隊退職幹部自衛官による陸修会が発足しております。

一方、戦後の偕行社は、昭和27年陸軍がないなか、陸軍の元将校の同窓会組織である「偕行会」として発足、昭和32年「財團法人偕行社」として再建されました。その後、平成13年陸上自衛隊等の元幹部自衛官の一部の有志が会員として入会し逐次その運営が元幹部自衛官に任せられ、平成23年、英靈の慰靈顕彰に加え、安全保障等に関する調査・研究・提言や自衛隊に対する必要な協力等を役割とする「公益財團法人偕行社」に移行しました。

ア 陸上自衛隊に対する支援を重視する活動への変換

(3) 偕行社を取り巻く環境の変化

ア 陸上自衛隊に対する支援を重視する活動への変換

ウクライナ紛争は、国際社会も核保有国による非核保有国への侵略を防止することが出来ないことを明らかにしました。一方、わが国はロシア、中国、北朝鮮といった政治体制の異なる核保有国に囲まれており、これまでにない厳しい安全保障環境のもとで国家の防衛という役割を果たすことが求められています。

そのようななか、自衛隊は、防衛費などによる人的・物的制約に加え、憲法上の制約により、軍隊としての地位を与えられておらず、そこから派生する多くの重要な課題を抱えています。それらの諸課題の克服を共有する陸上自衛隊退職幹部自衛官による陸修会が発足しております。

よる自助努力のみで解決することは困難と考えられます。厳しい情勢を踏まえれば、今まで以上に自衛隊の元幹部自衛官による強力な支援も必

要となると考えます。

偕行社にとつて、陸上自衛隊の現職幹部自衛官を支え一体となつて安

全保障に関して陸上自衛隊が抱える諸課題を支援し、あるいはその解決

に向け政治や国民に広く周知するこ

とは喫緊の課題であります。そのため、会員の皆様には以前紹介致しま

したように、新たな偕行社の在り方検討をお示しした「在るべき方向(理念)」に基づき、わが国の防衛に関

め、会員の皆様には以前紹介致しま

したように、新たな偕行社の在り方検討をお示しした「在るべき方向(理

念)」に基づき、わが国の防衛に関め、会員の皆様には以前紹介致しま

したように、新たな偕行社の在り方検討をお示しした「在るべき方向(理

念)」に基づき、わが国の防衛に関め、会員の皆様には以前紹介致しま

したように、新たな偕行社の在り方検討をお示しした「在るべき方向(理

念)」に基づき、わが国の防衛に関め、会員の皆様には以前紹介致しま

したように、新たな偕行社の在り方検討をお示しした「在るべき方向(理

一方、上述の偕行社の課題と状況の変化を踏まえ、偕行社がその活動を充実・発展させかつ末永く続けていくためには、元幹部自衛官に支えられた持久力のある新体制への移行が不可欠であります。そのため陸上自衛隊の元幹部自衛官に、偕行社の活動への関心と参画意識を持つて頂き、偕行社の在るべき方向（理念）に基づく諸活動が陸上自衛隊を支援することであることの理解・認識を深めていただくことが重要であり、陸修会との合同は、この趣旨に適うものと考えられます。

#### (4) 課題解決の方向

このように、偕行社の将来を考えるにあたって、その課題を克服して陸上自衛隊への支援の目的を達成していくためには、その目的を共有する陸上自衛隊元幹部自衛官により支えられる態勢が不可欠であるとの考えから、陸修会との合同について検討を進めてきました。

イメージを持って頂くため、以下、

同様の課題を抱えていた水交社と海上自衛隊OBの組織がいかに課題を克服したかを参考としてご説明したいと思います。

偕行社を陸上自衛隊の元幹部自衛

官の組織として位置付けるための方策として、平成13年海上自衛隊の元

※「海上桜美会」と「財団法人水交会」の合同の概要

この合同により、昭和61年に創設された「海上桜美会」は、約14年に

ある「水交会」として現在に至つて

いる両組織の合同に倣い、新たな偕行社と同じ目的及び事業を掲げ、令

和4年4月に設立された陸上自衛隊

の退職幹部自衛官の会である「陸修会」に組織的に偕行社を継承して貰う

う合同を選択しました。

希望、名称に「水」ではなく「海

の字を入れることを希望する意見が

寄せられるとともに、「水交」は由

緒ある優れた名前であるという意見

もあり、合同に関する協議の最初か

ら検討課題でありましたが、平成9

年に「水交会」が防衛庁及び厚生省

の共管法人となるに際しての両省庁

及び法務省・内閣法制局との調整段

階において、財団法人である「水交

会」が名称を変更することは法人設立の目的変更となり民法上認められ

ないことが明らかとなり、「海上桜

美会」と「水交会」が合同する場合も、

財団法人の地位を維持するために

は、「水交会」の名称を継承する以外に方策はなく、新名称を求めるな

どでは、不可能であり、「水交会」の名称継続はやむを得ないと判断に至った」と記載されています。

ちなみに、公益財団法人偕行社の名称の変更是、「公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律」第13条第1項に遅滞なく行政

合規後、組織の名称については、「海上桜美会」（平成11年10月号）には、「水

交会」の名称に対する疑問及び反対意見、「海上桜美会」の名称の存続

に届け出ることが定められています。

## 2 合同協議の概要

### (1) 合同の時期

一層厳しさを増しつつある現下の安全保険環境においてわが国の防衛

の任務を遂行する陸上自衛隊に対する支援を速やかに充実させることが

必要であると考え、陸修会との令和6年4月の合同を目指して、令和4

年8月以降合同について協議を開始

することについて、令和4年6月の定期時評議員会において承認を得まし

た。

6年4月の合同を目指して、令和4年8月以降合同について協議を開始することについて、令和4年6月の定期時評議員会において承認を得ました。

6年4月の合同を目標として、令和4年8月から合同に関する協議の開始について合意することを基本として、

得られたので、令和6年4月の合同を目標に令和5年8月までに合同に

を開始することとしました。

令和4年6月合同に関する協議の

開始について陸修会に申入れた承が

得られたので、令和6年4月の合同を目標に令和5年8月までに合同に

を開始することとしました。



## 偕行社定款と陸修会会則の抜粋

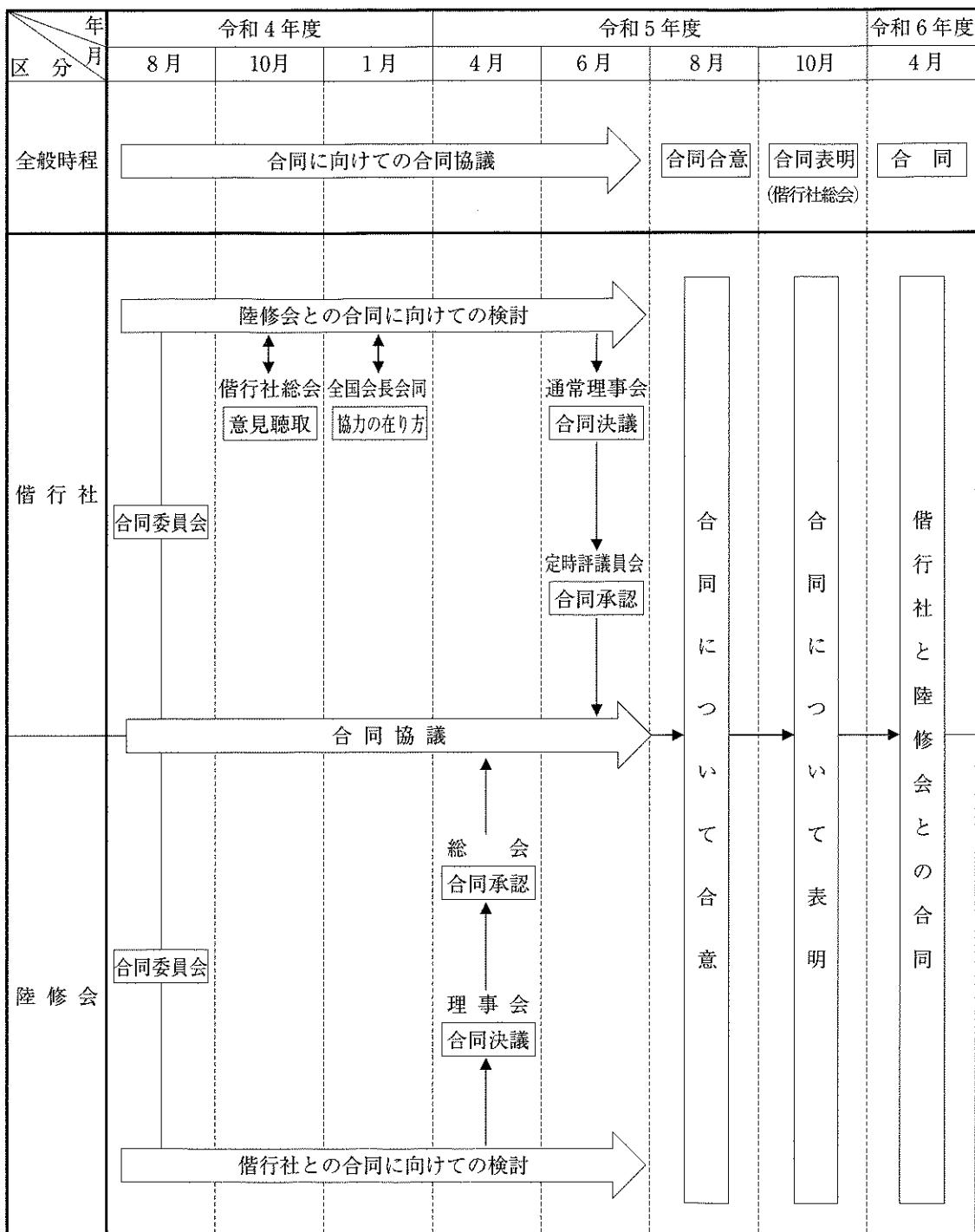
偕行社定款	陸修会会則
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人偕行社と称する。	(名称) 第1条 本会は、「陸修会」と称する。
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。	(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
<b>第2章 目的及び事業</b>	<b>(目的)</b>
(目的) 第3条 この法人は、安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及、陸上自衛隊等に対する必要な協力、英靈の慰靈顕彰及び自衛隊殉職者の追悼等並びに地域社会活動に対する協力等を行い防衛基盤の強化拡充を図り、もってわが国の平和に関する国政の健全な運営の確保に寄与することを目的とする。	第3条 本会は、陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援、陸上自衛隊殉職隊員等の慰靈顕彰等を行うとともに防衛基盤の強化拡充を図るなど、陸上自衛隊の発展に寄与し、併せて会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。
(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 一 安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及 二 陸上自衛隊等に対する必要な協力 三 英靈の慰靈顕彰及び自衛隊殉職者の追悼、戦没者の遺骨収集並びに自衛隊殉職者遺族の援護 四 地域社会活動に対する協力及び国内外の友好団体との交流 五 集会施設等の運営 六 図書等及び物品の販売 七 会員の研鑽と親交 八 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。	(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援に関すること (2) 陸上防衛力に関する調査・研究と提言に関すること (3) 陸上自衛隊殉職隊員の慰靈顕彰及び遺族援護の協力に関すること (4) 戦没者の慰靈顕彰に関すること (5) 国内外の関係団体との友好親善、協力に関すること (6) 前各号に掲げる事業に係る刊行物の発行、講演会や研修などに関すること (7) 会員相互の研鑽及び親睦に関すること (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

【考察】 陸修会の事業については、偕行社の事業に包含されているものと認識

この際、陸修会の事業に記載のない内容は、「戦没者の遺骨収集」と「集会施設等の運営」と認識

また、陸修会の戦没者の慰靈顕彰の戦没者には、偕行社の英靈の対象である軍人が含まれるものとの認識

## 陸修会との合同に向けての業務予定



陸修会の概要につきましては、「陸修会ホームページ」をぜひご覧ください。